日の後六箇月で仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

20　効力発生（第二二条関係）

この議定書は、四〇番目の批准書等が寄託された日の後九〇日目の日に効力を生ずる。

◇腐敗の防止に関する国際連合条約（条約第二四号）（外務省）

この条約は、腐敗行為を防止し、及びこれと戦うため、公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等一定の行為の犯罪化、犯罪収益の没収、財産の返還等に関する国際協力等につき規定するものである。この条約は、前文、本文七一箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1　目的（第一条関係）

(一)　一層効率的かつ効果的に腐敗行為を防止し、及びこれと戦うための措置を促進し、及び強化すること。

(二)　腐敗行為を防止し、及びこれと戦うことについての国際協力及び技術援助（財産の回復についての協力及び援助を含む。）を促進し、容易にし、及び支援すること。

(三)　誠実性を高め、説明責任を果たすことを促進し、並びに公の事務及び財産の適切な管理を促進すること。

2　用語（第二条関係）

(一)　「公務員」とは、締約国の立法、行政又は司法に属する職にある者（任命されたか選出されたか、永続的な職にあるか一時的な職にあるか、報酬が支払われているか否か、また、序列のいかんを問わない。）、締約国の国内法において公的なものとされる任務（公的機関又は公的企業のための任務を含む。）又は役務であって、当該締約国の関連する分野の法の適用を受けるものを遂行し、又は提供するその他の者、及び締約国の国内法において公務員とされるその他の者をいう。

(二)　「外国公務員」とは、外国の立法、行政又は司法に属する職にある者（任命されたか選出されたかを問わない。）及び外国のために公的な任務（当該外国の公的機関又は公的企業のための任務を含む。）を遂行する者をいう。

(三)　「公的国際機関の職員」とは、国際公務員又は公的国際機関に代わって行動することを当該公的国際機関から委任された者をいう。

3　適用範囲（第三条関係）

この条約は、腐敗行為の防止、捜査及び訴追並びにこの条約に従って定められる犯罪の収益の凍結、押収、没収及び返還について適用する。

4　腐敗防止のための政策及び慣行（第五条関係）

締約国は、社会の参加を促進し、かつ、法の支配、公の事務及び財産の適切な管理、誠実性、透明性並びに説明責任の諸原則を反映する効果的で調整された腐敗行為の防止に関する政策を実施する。

5　腐敗防止のための機関（第六条関係）

締約国は、第五条に定める政策を実施し、又は適当な場合には監督する等の方法により腐敗行為を防止する機関を設ける。また、締約国は、この機関に対し、その任務を効果的に遂行することができるよう必要な独立性を付与する。

6　公務員の行動規範（第八条関係）

締約国は、腐敗行為と戦うため、自国の公務員について、特に誠実性、廉直性及び責任感を高めるようにする。

7　公的調達及び財政の管理（第九条関係）

(一)　締約国は、自国の法制の基本原則に従い、透明性、競争及び意思決定における客観的な基準に基づく適当な調達の制度であって特に腐敗行為の防止に効果的なものを設けるため、必要な措置をとる。

(二)　締約国は、自国の法制の基本原則に従い、財政の管理において透明性を高め、及び説明責任を果たすことを促進するため、適当な措置（収入及び支出に関する時宜を得た報告、会計及び監査の基準並びに関連の監督に関する制度等）をとる。

8　公衆への報告（第一〇条関係）

締約国は、腐敗行為と戦う必要性を考慮して、自国の国内法の基本原則に従い、公共行政における透明性を高めるため、自国の公共行政に関する情報を公衆が適当な場合に入手することを認めるための手続又は規則を定める等必要な措置をとる。

9　民間部門（第一二条関係）

(一)　締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、民間部門に係る腐敗行為を防止し、並びに民間部門における会計及び監査の基準を強化するための措置をとるものとし、適当な場合には、これらの措置に従わないことについて、効果的な、均衡のとれた、かつ、抑止力のある民事上、行政上又は刑事上の罰則を定めるための措置をとる。

(二)　締約国は、自国の法令に従い、この条約に従って定められる犯罪を行うことを目的とする簿外勘定の設定、架空の支出の記載、虚偽の書類の使用等を禁止するために必要な措置をとる。

(三)　締約国は、賄賂となる支出について、税の控除を認めてはならない。

10　社会の参加（第一三条関係）

(一)　締約国は、自国が有する手段の範囲内で、かつ、自国の国内法の基本原則に従い、腐敗行為の防止及びこれとの戦いについての市民社会、非政府機関、地域社会の組織等の公的部門に属さない個人及び集団の積極的な参加を促進するため適当な措置をとる。

(二)　締約国は、この条約に定める関連の腐敗行為の防止のための機関を公衆に周知させるために適当な措置をとる。

11　資金洗浄を防止するための措置（第一四条関係）

締約国は、資金洗浄を抑止し、及び探知するため、金融機関等についての規制制度及び監督制度を設ける。

12　自国の公務員に係る贈収賄（第一五条関係）

締約国は、故意に行われる次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(一)　公務員に対し、当該公務員が公務の遂行に当たって行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員自身又は他の者若しくは団体のために不当な利益を直接又は間接に約束し、申し出、又は供与すること。

(二)　公務員が、自己の公務の遂行に当たって行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員自身又は他の者若しくは団体のために不当な利益を直接又は間接に要求し、又は受領すること。

13　外国公務員及び公的国際機関の職員に係る贈収賄（第一六条関係）

締約国は、国際商取引に関連して商取引上の利益又はその他の不当な利益を取得し、又は維持するために、外国公務員又は公的国際機関の職員に対し、当該外国公務員又は公的国際機関の職員が公務の遂行に当たって行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該外国公務員若しくは公的国際機関の職員自身又は他の者若しくは団体のために不当な利益を直接又は間接に約束し、申し出、又は供与することを故意に行うことを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

14　公務員による財産の横領、不正使用その他目的外使用（第一七条関係）

締約国は、公務員が故意に、自己又は他の者若しくは団体の利益のために、その地位に基づき当該公務員に委託された財産、公的若しくは私的な資金又は証券その他の価値を有する物につき、横領、不正使用その他目的外使用を行うことを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

15　犯罪収益の洗浄（第二三条関係）

(一)　締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、故意に行われる次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(1)　犯罪収益である財産の不正な起源を隠匿すること等の目的で、当該財産を転換し、又は移転すること及び当該財産の真の性質、所在等を隠匿し、又は偽装すること。

(2)　犯罪収益である財産を取得し、所持し、又は使用すること。

(3)　この条の規定に従って定められる犯罪に参加し、これを共謀し、これに係る未遂の罪を犯し、これをほう助すること等。

(二)　締約国は、少なくとも、この条約に従って定められる犯罪を包括的に前提犯罪に含める。

16　司法妨害（第二五条関係）

締約国は、この条約に従って定められる犯罪に関する手続において虚偽の証言をさせること等のために暴行を加え、又は不当な利益を約束する行為、裁判官又は法執行の職員によるこの条約に従って定められる犯罪に関する公務の遂行を妨害するために暴行を加える行為等を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。